

たからっ子給付金 （国の出産・子育て応援給付金）

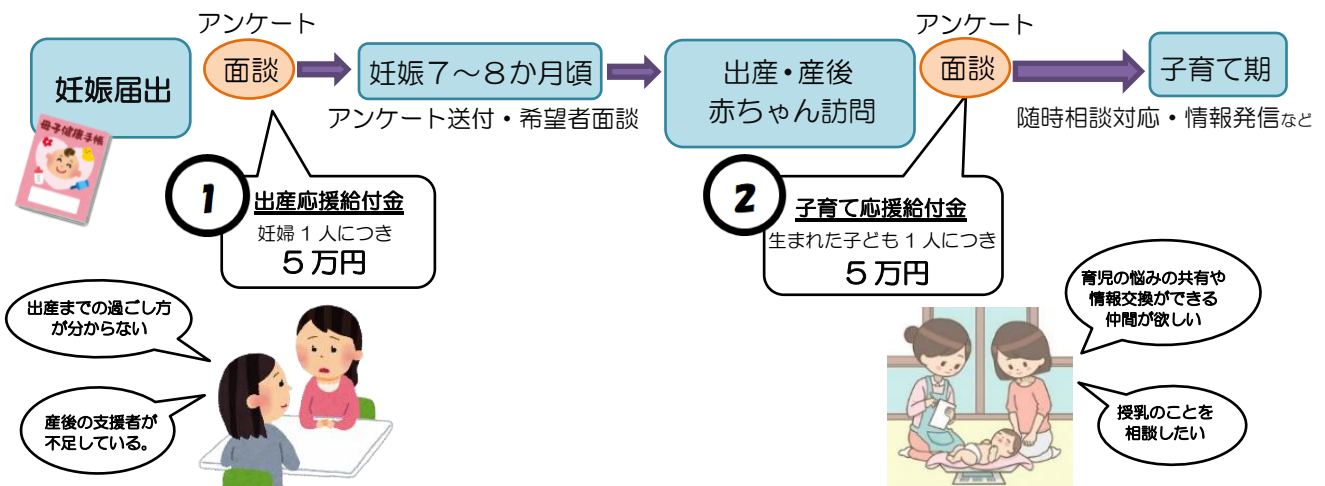
（妊婦 1 人につき 5 万円、出生した子ども 1 人につき 5 万円）

出産応援給付金 5 万円、子育て応援給付金 5 万円を支給する「たからっ子給付金事業」により、妊娠・出産・子育てを支援します。

妊娠届出時の妊婦相談や、出産後の赤ちゃん訪問で保健師や助産師等が面談を行い、申請書をお渡しします。



1 事業の流れ



2 対象者

たからっ子給付金 （国の出産・子育て応援給付金）	区分	対象者	申請書
	出産応援給付金 （妊婦 1 人につき 5 万円）	妊娠届を提出した妊婦の方	妊娠届出時に窓口で妊婦本人との面談後に申請書をお渡しします※
	子育て応援給付金 （出生した子ども 1 人につき 5 万円）	出生した乳児を養育する方 （原則は乳児と同居する母親または父親）	出産からおおむね 2 か月後、ご自宅を訪問して面談後に申請書をお渡しします

※代理人が妊娠届出した場合は後日、妊婦本人に健康センター（TEL0797-86-0056）から電話連絡後、申請書を郵送します。電話が繋がらない場合、出産応援給付金の申請書をお送りすることができません。ご協力をお願いします。

- ・妊娠届出（母子健康手帳の交付）は、健康推進課（健康センター）と子ども総合相談課（たからっ子総合相談センターあのおね内）の 2 か所で実施します。
- ・来所が難しい場合、郵送で妊娠届出、妊婦健康診査費助成券の申請を受付します。また、妊娠届出のみ国のぴったりサービスから申請が可能です。詳しくは健康センターにお問合せ下さい。

3 7～8か月妊婦アンケート

妊娠 7～8 か月頃に産前・産後に利用していただけるサービスの紹介リーフレットとともにアンケートをお送りします。希望者は面談や電話での相談も可能です。アンケートの返信にご協力をお願いします。

Q&A

Q1 申請には面談が必要ですか？

A1 国の出産・子育て応援給付金事業としての実施であり、申請前に保健師や助産師等との面談が必要です。

Q2 妊娠中に市外から転入した場合や出産後に転入した場合でも申請はできますか？

A2 申請日（申請書が市に届いた日）時点で宝塚市に住民登録があれば可能です。転入前の自治体で交付申請済みの場合は宝塚市では申請いただけません。必要時、申請・給付状況を転入前の自治体に確認させていただきます。

Q3 妊娠届出後に流産・死産した場合は対象になりますか。

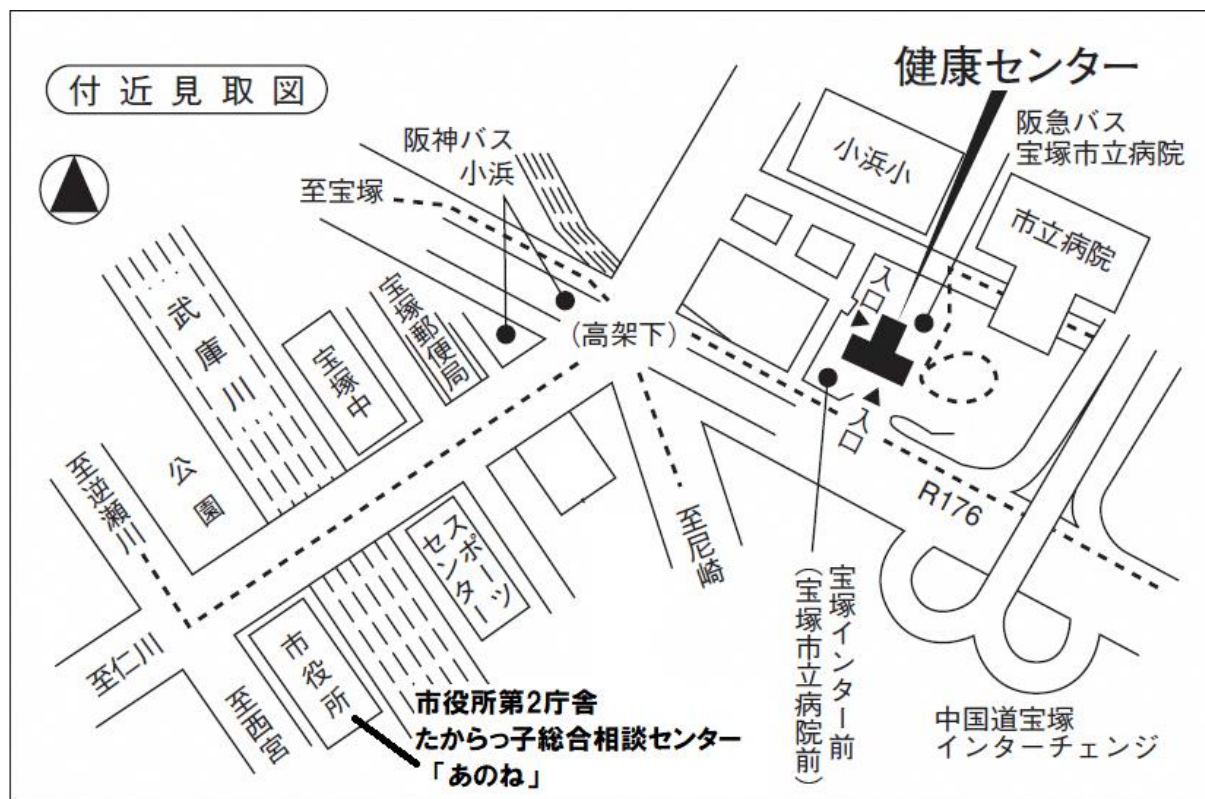
A3 妊婦を対象とした出産応援給付金（5万円）は給付対象になります。

Q4 申請後、どれくらいの期間で給付されますか。

A4 申請書の記載内容の不備等がなければ、申請を受理してから4～8週間後に申請書に記載された口座に振り込まれます。給付決定の通知は給付金の振り込みをもって代えさせていただきます。

【健康センターへのアクセス】

- ・宝塚市立健康センターの所在地は「宝塚市小浜4丁目4番1号」です。
- ・健康センターには駐車場はございませんのでご了承ください。
- ・最寄りのバス停留所 阪神バス：「市立病院前」又は「小浜」
阪急バス：「宝塚市立病院」又は「宝塚市立病院前」



《問い合わせ先》 宝塚市健康推進課 たからっ子給付金担当
住所：宝塚市小浜4丁目4番1号 宝塚市立健康センター
TEL：0797-86-0056 FAX：0797-83-2421

詳細はホームページをご覧ください。

たからっ子給付金

